

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security

223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

「国民保護法案」など有事関連七法案の国会審議が、4月6日にも始まる。民主党が審議に応じる条件として要求していた「緊急事態基本法」について、自民党が七法案の衆議院通過までに骨子をまとめる案を公明、民主との三党協議会に提示、大筋で合意されたためである。野党第一党までをも含めた事前の根回しで、法案審議 - 成立の手順が決められるということに、まず驚き失望している。国会機能の形骸化と呼ぶべき「出来レース」である。そもそも、これほどに重大な内容を含んだ法案を、わずか三ヶ月足らずの「一括審議」によって成立させようという与党の方針こそ国会軽視の最たるものである。

このように始まる国会論議に深まりは期待できない。しかし、あきらめてはならない。私たちは、国会議員諸氏、とりわけ野党第一党である民主党所属議員の「覚醒」を促すような問題提起と世論形成を急がなければならない。

その第一歩として、本稿では七法案を「専守防衛」の観点から検証する。

【検証】有事七法案

「米軍支援法案」と「ACSA改訂案」

専守防衛をめぐる 徹底的議論を

国を挙げて米軍支援

七法案のうち、「専守防衛」との関連で重要なのは、「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（米軍支援法案）」「自衛隊法の一部を改正する法律案（自衛隊法改正案）」「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（公共施設等利用法案）」である。「自衛隊法改正案」は、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定を改訂する協定」という長い名称の協定案にリンクする。ここでは、この協定を英語の頭文字をとった略称「ACSA改訂案」と呼ぶ。

まず、各法案の要点を概観しよう。

これらの法案が目的は、要約するに、「武力攻撃事態

等（武力攻撃が予測される事態を含む）」における米軍の行動を、日本＝自衛隊・行政機関・自治体そして国民が支援することである。支援の内容は次のとおりだ。

〔米軍支援法案〕

自衛隊及び指定行政機関（各省庁）による物品・役務の提供：具体的には補給（武器の提供を除く）輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港もしくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務である。

道路の工事：緊急に必要な場合には米軍は道路を工事出来る。事後連絡でよい。

土地等の使用：土地や家屋が緊急に必要な場合には日本政府が確保して提供する。損失は日本政府が補償。使用のために必要な立ち入り検査を拒んだ者には罰則が設けられる。

〔ACSA改訂案・自衛隊法改正案〕

今号の内容

有事七法案 日本は「専守防衛」を捨てるのか？

ロシアの新ミサイル実験：盾と矛の競争始まる

〔韓国から 東北アジア電力網連結の提案 / 第2回6者協議への視線〕

米軍支援法案で定めた物品・役務の提供に関する細目を定める。物品には弾薬が含まれるが武器及び武器システムは除外される。

〔特定公共施設利用法案〕

武力攻撃事態等に際して、自衛隊と米軍に空港、港湾、道路、海域・空域、電波を優先利用させる。そのために、施設等の管理者の権限を大幅に制限する。管理者(例えば自治体の首長)が要請に応じない場合には内閣総理大臣が代わって権限を行使する。

米軍の行動を支援するために、自衛隊、行政機関、自治体ひいては国民を動員する。それこそが今国会に提出された有事関連法案のもっとも重要なポイントである。

「予測される事態」をテコに 「専守防衛」から「予防先制攻撃」へ

ここで注目しなければならないのは、「武力攻撃事態法」米軍支援法案など関連法案もすべて「武力攻撃が予測される事態」において発動されるということだ。この「予測される事態」の概念こそ、「武力攻撃事態法」審議において「専守防衛」との関連で最もホットな論点であったことは記憶に新しい。「専守防衛」が公式の言葉になる以前の1950年代に表明された政府見解「自衛権発動の三要件」との関連で、この問題は2002年と2003年の「武力攻撃事態法」をめぐる国会論議の焦点となった。「三要件」とは次のとおりである。我が国に対する急迫不正の侵害があること。この場合にこれを排除するために

他に適当な手段がないこと。必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。

「武力攻撃事態法」における「武力攻撃事態」は、敵国軍の着上陸によって国内が戦場になるというシナリオを想定としたものである。これに対して「予測される事態」は、日本の武力行使と日米安保条約の発動の「時間軸と空間(地理)軸」を拡大するために盛り込まれた「仕掛け」であった。「米軍支援」を軸とする今回の法案群の登場によって、この「時間と空間の拡大」は、実質的な基盤を手に入れることになる。

「着上陸による本土での戦争」を、本気で考えている者はいない。その代わりに「武力攻撃事態法」にはじまる国会論議を支配しているのは、「朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)のミサイルの脅威」である。

2002年5月20日、衆議院「武力攻撃への対処に関する特別委員会」で中谷防衛庁長官(当時)は、ある国が日本を攻撃する意図を明示した上でミサイル発射の準備を始めた場合の対応について「座して自滅を待つというのが憲法の趣旨とは考えられない。防御のためほかに手段がないと認められる限り、ミサイル基地をたたくことは法律的には自衛の範囲に含まれ、可能だと考える」と述べた。日本への武力攻撃の「着手」がどの段階かと問われた福田官房長官は「相手が日本を攻撃する意図の明示があれば、ミサイルに燃料を注入するとかその他の準備を始めれば着手と考えていいと思う」と答えた。

この論理は、2003年防衛白書において再確認され、政府見解として定着した。(下の資料参照)

7ページ下段へつづく◆

資料

〔解説〕ミサイルによる攻撃と自衛権との関係の法的整理について

(2003年「防衛白書」より)

わが国に対してミサイルによる攻撃が行われた場合におけるわが国の自衛権の発動については、第156回通常国会(本年)でも議論されているが、本件について、政府は、従来から、次のような見解を明らかにしてきている。

「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾などによる攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば、誘導弾などによる攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾などの基地をたたくことは、法律的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。(昭和31年2月29日、衆議院内閣委員会 鳩山総理答弁船田防衛庁長官代読)

また、本年の通常国会では、これに関連し、わが国に対してミサイル攻撃を行うような国があった場合、いかなる状況になれば、法理上、わが国に対する急迫不正の侵害、すなわちわが国に対する武力攻撃が発生したと考えるべきかについても議論がなされた。

これについては、政府は、従来から、「わが国に対する武力攻撃の発生した時点とは、「相手が武力攻撃に着手した時」であると考えられ、「この武力攻撃が発生した場合は、侵害のおそれがあるときではなく、また、わが国が現実に被害を受けたときでもなく、侵略国がわが国に対して武力攻撃に着手したときである。(中略)わが国に現実の被害が発生していない時点であっても、侵略国がわが国に対して武力行使に着手しておれば、わが国に対する武力攻撃が発生したことと考えられ、自衛権発動の他の2つの要件を満たす場合には、わが国としては、自衛権を発動し、(中略)攻撃することは法律上可能となる、こういうふうにご考えております。」との答弁

(平成11年3月3日、衆議院安全保障委員会 野呂田防衛庁長官答弁)にもあるように、武力攻撃のおそれがあるだけでは武力攻撃の発生とは認められないが、他方で武力攻撃による現実の侵害の結果の発生を待たなければならないというものではないとの考え方を明らかにしてきている。

なお、現実の事態において、どの時点で相手が武力攻撃に着手したかについては、そのときの国際情勢、相手国の明示された意図、攻撃の手段、態様など様々な事情を勘案して判断する必要があるもので、一概には言えず、個別具体的に判断すべきものである。

いずれにせよ、わが国が自衛権を発動するのは、「わが国に対する武力攻撃の発生」などいわゆる自衛権発動の3要件に該当する場合に限られることは当然であり、政府は、従来より、未だ武力攻撃が発生していないのに武力攻撃のおそれがあると推量されるだけで他国を攻撃するいわゆる先制攻撃は、わが国憲法の下では許されないと説明している。

ロシア大規模核演習

ミサイル防衛を突破する ミサイル実験に成功

演習の概要

ロシア連邦軍は、陸海空3軍を動員してコードネーム「安全保障2004」と称する大規模演習を2月10日から18日にかけて実施した(本誌205号「日誌」欄で既報。一部の部隊はそれ以降も演習を続行)。当初、この演習はレーガン冷戦期以来20年ぶりの大規模な演習であり、米国との全面核戦争を想定していると報道された。しかし、2月11日の記者会見において、参謀本部第1次長ユーリ・バルエフスキー大將は、演習の性質に関して実部隊の大量動員より「指揮・幕僚訓練」であること、すなわち軍の上層部を対象にしていることを強調し、報道の過熱ぶりに水を差した¹⁾。

バルエフスキー大將のコメントにあるように、演習の初期段階は指揮官・幕僚を対象としたものであり、250名の将官と2000名以上の高級将校が参加した。その後、陸軍は6軍管区で予備役を動員し実弾演習を実施。海軍は、10隻の水上艦と7隻の潜水艦を参加させ、航空機発射および潜水艦発射の巡航ミサイル、さらに中射程弾道ミサイルを重巡洋艦ペトル・ヴェリキから迎撃するデモを行った。空軍は14機の重爆撃機が北大西洋、ロシア北部、南部に侵入する訓練を実施し、3機のTu-95MS戦略爆撃機が巡航ミサイル(核弾頭装備を想定)を発射した。そのうちの1発は対ミサイル防衛演習として水上艦によって迎撃された。戦略ミサイル軍の大陸間弾道ミサイル(ICBM)と海軍の潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)の試射

演習については後で触れる。

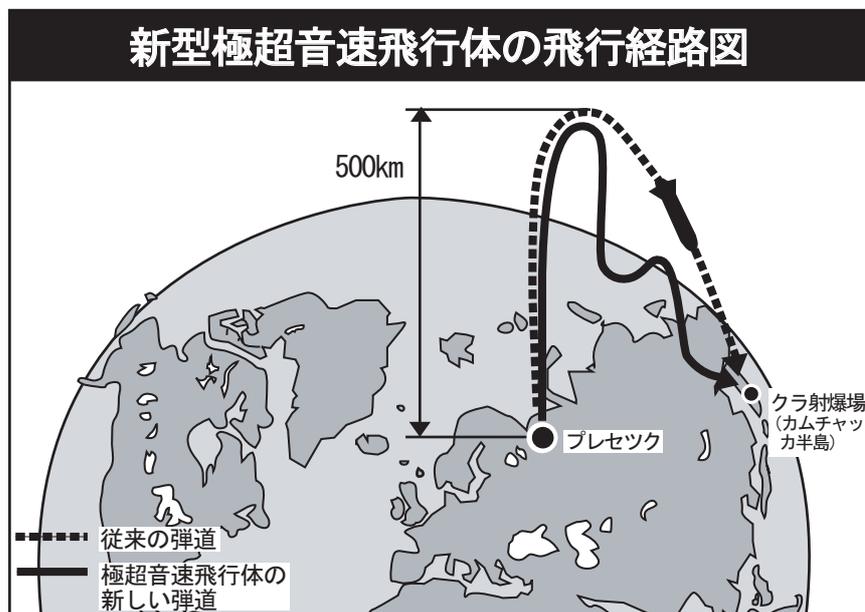
戦略核演習の実態

この節では、演習「安全保障2004」に参加した、その他の戦略核戦力について触れたい。

ロシア海軍の潜水艦搭載核戦力では、2月17日、プロジェクト667BDRM型(西側識別名デルタIV級)潜水艦ノボモスコブスクがバレンツ海に潜行した状態でR-29RMU(またはRSM-54、西側識別名SS-N-23)ミサイルの発射を試みたがミサイルは発射管を出ず、試射に失敗。翌日、別の北方艦隊所属のプロジェクト667BDRM型潜水艦カレリアがバレンツ海からR-29RMUミサイルを発射した。発射には成功したが、98秒間の飛翔後(第1段切り離し時に)自爆装置が作動してミサイルは自爆した。

2月18日、宇宙軍がプレセツク発射場から軍事衛星を搭載したモルニア(R-7)ロケットを打ち上げた。同日、戦略ミサイル軍の地上発射型大陸間弾道ミサイル(ICBM)UR-100UTTKh(西側識別名SS-19)はカザフスタンのバイコヌール基地から発射され、カムチャッカ半島の射爆撃演習場に弾頭を着弾させた。戦略ミサイル軍のトーポリ(西側識別名SS-25)はプレセツクから50キロ離れた場所に設置された移動式発射台からカムチャッカ半島の演習場を標的にして発射された。

ロシア海軍が発射に失敗したR-29RMU(SS-N-23)ミサイルは1980年代に就役し、耐用年数を延長して使用



出典:ロシア国防省配布の報道資料。

し続けていたものだが、その信頼性が極度に低下していることが判明した。戦略ミサイル軍のUR-100UTKh (SS-19 兆耐用年数を延長し、2030年まで現役に留まることになっているが、こちらは兵器としての信頼性を保持している。海軍の保有するSLBMも戦略ミサイル軍のICBMも、開発資金難から新型ミサイル開発が遅々として進まず、就役以来20年を経過し老朽化した旧型の兵器寿命を延長して抑止力としての体面を保とうとしている。

略核兵器の近代化に全力で取り組んだ。その後、崩壊したソ連に代わったロシア連邦が戦略ミサイル軍の地位を格下げするという状況下で開発資金不足に直面しながら20年を経て実験成功に到達した。しかし、依然として資金難が続くため、実戦配備の目処が立たず「未だに理論的可能性」に留まり続けるのだという。

大規模演習の背後に潜む核兵器依存心理

極超音速新型核弾頭

プレセツクから試射されたトーパー SS-25 には、ミサイル防衛を突破可能な新型弾頭が搭載されており、この弾頭はカムチャッカ半島の射撃演習場に成功裏に着弾した。弾頭は極超音速エンジン(新型巡航ミサイルX-90をベースにした)を搭載し、マッハ6の速度で迎撃ミサイルを避けるように弾道を変化させながら飛行して標的に突入する。このような弾頭は予測可能な弾道を描かずに標的に突入するので、迎撃するのはきわめて困難である。プーチン大統領は、新型弾頭の実験成功について記者会見で誇らしげに発表した(資料「プーチン大統領談話」を参照。ロシア国防省が発表した飛行経路図も参照)。

モントレイ不拡散研究センターのニコライ・ソコフ研究員の報告書によれば、この新型弾頭はブッシュ政権がアラスカに配備を予定する米国のミサイル防衛に対抗するために開発されたのではなく、レーガン政権期の「戦略防衛構想」(SDIまたはスターウォーズ計画として知られている)への対抗手段として開発された遺産なのだという。レーガン米大統領が1983年にSDIを発表すると、ソ連の軍事計画立案者たちは防衛網突破を至上命題として戦

今回の大規模演習は、「将来発生する可能性の高い紛争-地域限定的な戦争を戦うためのロシア軍の能力」(ソコフ報告書)を試みることを目的にしている。もし、ロシア軍が通常兵器でこの種の戦争に勝利できない場合には、核兵器の限定的使用も認められているという。それらは、昨年10月にロシア国防省が発表した、核兵器に依存する傾向が顕著である「軍事ドクトリン」(本誌197および198号を参照)で明らかにされた方針である。その軍事ドクトリンを基盤として実施された今回の演習の際中にも、バルエフスキー大將は、米国が明らかに核兵器を「軍事的任務達成の道具とし、[核の]しきいを下げることを構想している点に対して懸念を表明した。ロシア軍首脳部は、核は核をもって制する覚悟を棄ててはいない。すなわち、ソコフの報告書によれば、バルエフスキーは2月11日の記者会見において「われわれの幕僚と部隊を訓練する際に、そのこと[米国の核軍拡]に対応しなければならないのではないか?われわれはそうすべきであり[実際に]そのようにしていると本官は確信する」と発言していたのであった。(大滝正明)

1. ニコライ・ソコフ「ロシア軍事演習海軍の抑止力の失敗は戦略ミサイル軍が埋め合わせた」モントレイ不拡散研究センター報告書。2004年2月24日

資料

プーチン大統領記者会見談話

2004年2月11日(抜粋)

(ロシア連邦大統領公式ウェブサイト英語版 <http://www.kremlin.ru/eng>)

...[この演習で]われわれが目にしたことは、わが軍の戦闘準備が整っているというのだ。そして、これには、核戦力も含まれている。われわれの国家安全保障において、また力の均衡を保持し、世界の戦略的安定を確実にする点において、核戦力は重要な役割を担っている。

...われわれと核保有国クラブに属するわれわれの間は、世界の安定を保証するという責任を共有しており、われわれは特にユーラシア地域の安全保障に責任を負っている。これは、われわれが時代の要求に見合った保有兵器を必要としていることを意味する。そして、その軍事的潜在能力は、私が述べたように、常に国際安全保障体制における一構成要素であったし、今後もそうあり続けるのである。

核抑止力については、私はすでに述べた。今後数十年、われわれの核抑止力は確固としていること。そして、ミサイル防

衛システムができたとしても、それを突破することも含めて、われわれはどんな任務も解決できること。それらを私はすでに述べた。このことは、すべて数え切れないほどの機会に議論されてきた。しかし同時に、他の国々が武器や軍事潜在力の量、質を高めるときには、ロシアもまた新世代の武器、技術を実際に保有しているようにする必要もあることも、繰り返し述べてきた。

これと関連して、本演習期間中に実験を成功裡に完了したことを諸君に報告できることを、私は嬉しく思う。この演習が成功したことで、ロシア軍、すなわち戦略ミサイル軍は極超音速、精密誘導の新兵器システムを受領することを、われわれは確認することができた。新兵器システムは大陸を隔てた距離で標的に攻撃できる能力を持ち、飛行中に高度と経路を調整することができる。これはきわめて重要な発表である。なぜならば、世界の他のどの国もそのような兵器を未だに

軍事兵器庫に保有していないからである。

このことから、われわれは戦争遂行にあたってわれわれが自由に使うことができる強力な手段を用いて、ここで私が言わんとしているのは、今しがた私が述べた新兵器やわれわれが保有しているその他の新技術のことであるが、これらの手段を用いてロシアは、長期的展望のもとに戦略的安定性を高い信頼性をもって確保することができる。

ロシアはこの目的を、他の国が開発した新兵器や安全保障システムに頼ることなく自分自身の手段を用いて達成することができる。特に強調したいことは、軍事的に最も効果的な手段および経済的に最適な解決策を用いてわれわれの安全保障を確実なものにしようとしていることである。これは、ロシアが世界の偉大な核保有国の一つであり続けることを意味する。このことを好むものも好まぬものもいるであろうが、いずれであろうと、これは認めざるをえない事実なのである。(訳:大滝正明、ピースデポ)

東北アジアの電力網連結の提案

カン・ジョンミン(姜政敏)

軽水炉事業の中断

昨年12月1日、朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)の軽水炉事業がつい中断した。KEDOは当初、軽水炉事業で1年間の期限付き中断を発表したのだが、米国は永久中止という立場である。2月25日～28日、北京で開催された第2回6カ国協議において、北朝鮮側は平和的核活動の意思を表明することによって、軽水炉事業を断念していない立場を明らかにした。反面、米国側は、平和的であれ、軍事的であれ、核物質を生産可能な北朝鮮の施設は廃棄すべきだという強硬な姿勢を崩していない。

このような現状をみると、軽水炉事業が継続する可能性はほとんどないと思われる。長期的な電力供給源として大きな役割を担う軽水炉事業の中断は、経済改革に拍車をかけている北朝鮮のタイトな電力事情をさらに困難にしてしまうだろう。

北朝鮮に核を放棄させる補償の一つとして論じられている北朝鮮へのエネルギー支援が、朝鮮半島の緊張緩和に大きく寄与することは疑う余地もない。したがって、北朝鮮核問題解決方法の一つとして進められた軽水炉事業の中断による北朝鮮に対するエネルギー支援の代案を模索する必要がある。

エネルギー支援の代案には様々なものがあるが、十分な財源を確保したとしても、火力発電では化石燃料の供給が容易でなく、水力発電は建設が長期間にわたるといふ短所がある。このようなことから、東北アジアの電力網連結を利用した電力供給は、今後北朝鮮の緊急なエネルギー問題の解決に向けて大きな助けになるとと思われる。

国境をまたぐ連結

剰余電力を電力網の連結によって周辺国に供給するという国家間の電力網の連結は、国家間のエネルギー安が保障されないという短所が指摘されているものの、新たに建設する発電所の立地を確保する困難さや発電所の建設費、燃料費、運営費などの節減、廃棄物の発生による環境費用の節減、気候変動協定への効果的な対応、発電源の多様化など、多くの長所により、もはや世界的趨勢になっている。北米や南米、ヨーロッパなどでは、すでに国家間の電力系統を連結しているところもあり、また将来的な連結事業を進めている。

ロシア、ウラジオストークの豊富な電力を北朝鮮に供給する北朝鮮-ウラジオ電力網の連結は、北朝鮮のラジン(羅津)-ソンボン(先峰)経済貿易地帯、またチョンジン(清津)やその近隣地域の電力供給に大きく寄与すると予想されることから、北朝鮮側は大変積極的である。また、ロシアも豊富な水力と化石燃料、そして何れも剰余電力を解決できるという期待から積極的な姿勢である。しかし、問題は送電線の建設財源を調達することにある。

2月初旬、日本の新潟で開催されたエネルギー・フォーラムで、ロシア国営電力会社「ウラジオトク・エネルギー」のビクトリー・ミナコフ社長は、北朝鮮の深刻な電力難を最短期間で解決する代案として、北朝鮮とウラジオ間の電力網連結関連計画について紹介した。具体的には、北朝鮮の清津とウラジオ間380km区間に500kVの送電線を建設し、300～500MWの電力を北朝鮮に送電する、その建設期間は3～4年、建設費用は約16～18億ドルと予想している。さらに、約2,500～3,000MWの韓国への電力供給も念頭において、韓国の投資も積極的に誘導している。

韓国の消極姿勢

しかし、韓国は2003年4月、ウラジオトクでロシア、北朝鮮、モンゴルと共同で政府レベルの東北アジアエネルギー協力実務協議会の会議を開催し、電力網の連結、化石燃料の交易など、エネルギー政策分野に対する協力増進に合意するなど、東北アジアのエネルギー協力に関心をみせているが、この北朝鮮-ウラジオ電力網の連結や韓国-北朝鮮-ウラジオ電力網連結については、まだ政府レベルの関心を示すに至っていない。

2003年10月初め、米国ノーチラス研究所が主催したウラジオの国際会議で発表した研究論文には、ウラジオの電力を韓国へ供給すれば、韓国側も送電線建設費用の相当部分を負担したとしても、かなり経済的で、また環境にもやさしいということが示されている。これらを考えてみても、また何れ先まして朝鮮半島緊張緩和のために北朝鮮核問題の解決に寄与するためにも、韓国政府は「韓国-北朝鮮-ウラジオストーク電力網連結事業」に積極的に参加すべきだろう。

そして、日本と中国は、北朝鮮-ウラジオ電力網連結に直接の利害関係はないが、東北アジアの平和と安定のために、また北朝鮮核問題の解決に役割を果たすためにも、北朝鮮-ウラジオ電力網連結に積極的に参加することが望まれる。(核問題アナリスト、韓半島平和ネットワーク。原文は韓国語。訳:大畑正姫)

韓国だよ(2)

第2回6者協議に対する韓国の視線： 「半分の成功」あるいは 「現状維持」

イ・ジュンギユ(李俊揆)

「糸口と希望が見える」

韓国のノムヒョン大統領は政府スタート1周年記念の国際会議(2月27日)で北朝鮮の核問題について、「まだ残った問題があるものの、糸口と希望が見える。解決の方向に行っている」と述べた。協議が終わらない状況でのコメントだが、韓国の政府が第2回の協議の成果を肯定的に評価する姿勢を見せたのである。

3月2日に青瓦台(韓国の大統領府)が発表した報道資料も、第2回6者協議で「意味の深い成果が出た」と評価している。「朝鮮半島の非核化」や「北朝鮮核問題の平和的な解決と調整された措置」を含む「文書化された議長声明」の採択、実務グループの設置の合意、会談の定期化などを重要な成果と見ている。特に、韓国政府は、政府の仲裁で、アメリカの「まず核廃棄」と北朝鮮の「同時行動の原則」が「調整された措置」によって合意に至ったことと会談が定期化されたことを強調した。

このような評価を、韓国の言論や専門家たちも認めている雰囲気である。そして、協議の成果ができたことには仲裁者として中国の役割と、「3段階解決案(注1)」を提示しながら北朝鮮とアメリカを説得しようと努力した韓国の外交が重要な要素だったと評価している。

実質的な進展はこれから

しかし、「相変わらず本質的な問題は解決されなかったのだから、これからが本格的な会談なのだ」という意見も多い。

韓国のインターネット新聞である『PRESSIAN』(2月28日)は、一番大きい意見の相違が見られたが「核廃棄の概念と範囲」だったと指摘した。すなわち、北朝鮮は「平和的な目的と軍事的な目的の核開発は区分しなければならない」、「平和的な目的の核活動は維持しなければならない」と主張したが、アメリカはそれを「核の曖昧さを維持しながらもっと多い補償を得ようとする戦略であると見た」と分析した。

平和的な核活動をめぐる朝米間の対立は事実上、軽水炉に関わる問題であるという説明が韓国内では一般的だ。アメリカは、軽水炉建設事業をクリントン政権の最大の過ちであるとして、「中断しなければならない」と考えているが、エネルギー難を経験している北朝鮮は、金日成主席の遺訓事業である「軽水炉建設をなんとか完成しようとする」のである。

高濃縮ウラン(HEU)の問題も関心の焦点であった。韓

国の60の市民・社会運動団体は共同記者会見のアピール(2月23日)で、「アメリカは再び高濃縮ウラン計画疑惑を提起しているが、その実態は明確に究明されていない」、「高濃縮ウラン計画疑惑が今回の会談での交渉において障害となってはいけな」と訴えた。しかし、アメリカは北朝鮮に「HEUの存在を認め、廃棄を約束せよ」と要求したが、北朝鮮はHEUの存在自体を否定した。ただ、この問題が「今後の実務グループ会議で論議できる」という妥協が出たことは不幸中の幸いだったという見方が一般的だ。

北朝鮮の提案した「核凍結に見返りの補償を与える」という原則の合意も失敗した。前述したアピールで韓国のNGOは、「アメリカ政府は、北朝鮮の提案した<核凍結に見返りの補償を与える>という原則を受け入れなければならない」と主張した。しかし、今度の会談では北朝鮮が核を廃棄すれば北朝鮮の安全を保証するといふ「意思表示」すらなかった。ただ、韓国や中国やロシアが「対北朝鮮エネルギー支援」というカードで北朝鮮とアメリカの間に妥協点を作ろうとしたことは成果だと言われている。

韓半島(朝鮮半島)のイニシャチブ

6者協議に関して、アメリカの態度が変わらない限り、成果は生まれないという意見が出ている。韓国のNGOに技術的なアドバイスをしているカン・ジョンミン氏(核工学博士)は、「基準の曖昧なアメリカのCVID(完全かつ検証可能で、不可逆的な方法で核計画を廃棄すること)という原則はこれからも協議において障害になるだろう」と指摘している(『中央日報』のコラム、3月3日)。

また、アメリカの朝鮮半島専門家であるセリグ・ハリソン氏は、「同時行動の原則によって、北朝鮮が再処理したプルトニウムを優先的に凍結して統制するのが論理の出発点だが、アメリカは時間がかかるしかないウラン問題を申し立てながら交渉の失敗を望んでいるという姿勢を明らかにしていると批判している(『ハンギョレ新聞』のコラム、3月1日)。

そこで、北朝鮮の核問題の突破口を作ることは、南と北が大妥協を通じてイニシャチブを確保しなければならないという主張が韓国のNGOから提案されている。すなわち、韓国政府に対して「南北首脳会談の開催」を要求しようというのだ。韓国政府は「核問題の進展がなければ首脳会談もない」という立場だが、韓国のNGOは「核問題の進展のために南北首脳会談が必要だ」という立場である。平和ネットワークが提案し、参与連帯を含む韓国のNGOが賛同しているこの潮流は、これを閉塞状態にある六者協議を進展させるための運動として推進して行く計画だ。アメリカと日本が北朝鮮の核問題解決の意志があるかどうかに対する疑問と、これ以

上中国の仲裁に寄り掛かることができないかもしれないという危機感から出たものである。

期待と懸念の共存

2月28日に第2回6者協議が終わった後も実務グループ会議と次回の協議のための東北アジア各国の外交の歩みが続いている。特に、「今回の6者協議を通じて対話の勢いを作ることができた」と見ている韓国政府は、第2回協議のフォローアップと次回の協議に向けての訪問外交を展開している。また第1回と2回の協議で積極的な仲裁者の役割を果たした中国も動き始めた。このような外交の動きは、第1回協議の後に比べて一層楽観的な見通しを生み出す背景となっている。

他方、3月26日から27日にかけて「平和のための連帯」という平和運動活動者・専門家ワークショップが開かれた。ここでも最大のイシューは北朝鮮の核問題と6者協議だった。ここでは、平和運動活動者や専門家たちからは、次回の協議に対する期待よりむしろ懸念の声が出ていた。問題は第2回協議で残された課題がまだ極めて困難なものであるということだ。見わたせば、韓国軍とアメリカ軍の共同訓練、大量破壊兵器拡散防止構想(PS

I)、アメリカの北朝鮮自由化法案(North Korean Freedom Act:注2)と日本の北朝鮮制裁法案などの強硬な動き、ミサイル防衛など否定的な外的変数ばかりが存在している。韓国には、期待と懸念が共存している。(韓半島平和ネットワーク運営委員。原文は日本語。)

(注1) 韓国が提案した3段階案は、(1)北朝鮮が「完全に検証可能かつ不可逆的な核の放棄の意思」を表明し、5カ国側は北朝鮮に安全の保証を与える用意があることを表明する(2)北朝鮮が核廃棄を前提にした核凍結などに着手し、国際原子力機関(IAEA)などの査察を受ける。代わりに韓中口が重油などのエネルギーを支援する(3)北朝鮮が完全な核廃棄を終えると同時に、5カ国が北朝鮮の安全を文書で保証する。米国は北朝鮮をテロ支援国家リストから外すなど、米朝関係改善を進める」という内容だ。

(注2) 2003年11月20日、米上院に提案された。「北朝鮮における人権、民主主義と開発、朝鮮半島の包括的安全を促進し、平和な世界を実現すること」が目的。米政府の北朝鮮支援に当たっては日本人拉致問題を含めた人権問題を最重要課題と位置づけ、一方的な経済制裁緩和を行わないなど政府の交渉に枠をはめると同時に、国土安全保障省に「大量破壊兵器情報センター」を設立すること等を要求している。



◆ ← 2ページからつづく

当面は米軍の情報力と攻撃力に依存

このように政府見解は、「ミサイル基地攻撃は自衛権の行使で憲法も許容する」というところまで来てしまっている。日本の安全保障政策は「専守防衛」から「予防先制攻撃」に限りなく近いものになろうとしている。

この転換は、当面は米国の情報力と攻撃力に依存して進められる。すなわち、次のような日米同盟の構造に「米軍支援法」という駆動装置を装着するというアプローチが採用される。「在日米軍と日本の自衛隊の構成は一部相互補完的に設計されている。米軍は戦力投射と攻撃能力を、自衛隊は日本領土及び1,000マイルのシーレーン防衛をそれぞれ分担している。日本は自国軍の基盤を、米国式の装備、手順、訓練、維持及び兵站に基づいて形作ることによって、米軍の作戦行動に直接的に貢献している。1995年に米国防総省が作成した「米国と日本国との安全保障関係に関する報告書」に書かれたこの下りが、日本側からの検証も吟味もされことなく、「DPRKの核とミサイルの脅威」をテコにして、実効化されようとしているのだ。その意味でミサイル防衛の推進と「有事七法案」は表裏一体である。ミサイル防衛は、たしかに単独で取り出せば「専守防衛」の武器システムと呼べるかもしれない、しかし、基地攻撃能力と一体のものと運用されるとき、そこに出現するのは、「専守防衛」とは似てもつかぬ攻撃的な防衛態勢である。「米軍支援法」の意図するところは、まさにそのようなものに日本の安全保障政策を「変態」させることだ。

日本の安全保障を「国際法の支配」の下に引き戻す論戦を

このように、有事七法案の最大の問題点は、日本の安全保障を憲法の平和主義と国際法の支配から限りなく遠ざけていくことにこそある。イラク戦争で牙をむいた米国の「予防先制攻撃論」は、「専守防衛」に完全に反するものだ。「大量破壊兵器計画」が米国情報機関とホワイトハウスによるデッチあげであることが動かしがなくなった今、日本が依存する米国の「情報力」を恣意的で信頼に足りないことが明らかになっている。

有事七法案、とりわけ「米軍支援法」をはじめとする三つの法案は、「専守防衛」から「予防先制攻撃」への「変態」を促進する法的仕組みだ。「国連より日米安保の方が信頼できる」という小泉首相の安全保障観(205号参照)に力を与えるものだ。

今国会審議の歴史的使命は、「平和主義と専守防衛の衣をまとった予防先制攻撃の妖怪」の登場を阻止することにある。これはバーゲニングしてはならない原則である。米国防総省の助言機関「国防科学委員会」は3月26日、中長期的な米軍の攻撃能力の青写真を描いた報告書を公表した。そこでは「国家指導者殺害による体制転覆」のための攻撃能力強化を最優先課題の一つとして上げられている。米国はもうそこまで行っているのだ。(田巻一彦)

ニューヨーク国連ワークショップ

モデル『東北アジア非核地帯条約』の提案

危機を越えて道を拓こう!

"Model Northeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone Treaty
---Pave the Way beyond the Crisis!"

2004年4月28日(水)午後3-6時 / ニューヨーク国連本部内会議室Aにて

核不拡散条約(NPT)再検討会議準備委員会の会期中に、韓国のNGOとともに東北アジアの安全保障問題に関するワークショップを開催します。昨年のジュネーブ・ワークショップでの成果を踏まえ、今年は、さらに一歩踏み込んだ具体的な提案をします。それが、『モデル』東北アジア非核地帯条約』の提案です。

各国の外交官や政府関係者も参加し、NGOと率直な意見交換を行うことが期待されています。今こそ、『東北アジア非核地帯』構想を政府間交渉のテーブルに載せるよう市民が強く求めていくことが必要です。日本からも関心ある多くの方にご参加いただきたいと思います。(このワークショップに関するお問合せは、担当:中村まで)

パネリスト:

梅林宏道氏(ピースデポ代表)
チョン・ウクシク氏(韓半島の平和のための市民ネットワーク代表)
金子熊夫氏(エネルギー環境外交研究会会長)
ダニエル・ピンクストーン氏(モンレー不拡散研究センター研究員)

モデレーター:

岡本三夫氏(核兵器廃絶をめざすヒロシマの会共同代表)
キム・ヘンク氏(Young Koreans United of USA代表)

日本、韓国、北朝鮮、中国、米国、ロシアの外交官の出席も求めています。

共催:ピースデポ、韓半島の平和のための市民ネットワーク

日誌

2004.3.6 ~ 2004.3.20

作成:中原聖乃、中村桂子

ASEAN=東南アジア諸国連合 / CIA=米中央情報局 / DOD=米国防総省 / DOE=米エネルギー省 / IAEA=国際原子力機関 / MD=ミサイル防衛 / MOX=ウラン・プルトニウム混合酸化物 / NYT=ニューヨークタイムズ / WB=ホワイトビーチ / WMD=大量破壊兵器

3月6日 中国、前年比11.6%増となる国防費などを盛り込んだ国家予算案を報告。

3月9日 イラク統治評議会、6月末の権限委譲から新憲法が承認されるまでの移行機関の指針となる『イラク基本法』に調印。

3月9日 政府、国民保護法案など有事関連7法案と、3条約の締結承認案を閣議決定、国会に提出。(本号参照)

3月9日 パキスタン軍、核弾頭搭載可能な中距離地对地弾道ミサイルシャヒーン2(別名、ハトフ6)の発射実験を実施、成功と発表。

3月11日付 米海軍の戦略原潜に搭載されていた核ミサイルが、昨年11月の米ワシントン州の潜水艦基地での陸揚げ作業中の事故で損傷していたと米メディア報じる。

3月12日 リビアが、日本企業製の装置をウラン転換用の試験プラントに使用していたことがIAEA調査で明らかに。

3月13日 イラク派遣の陸自本隊主力部隊第

2陣約190人、新千歳空港から政府専用機で経由地のクウェートに向け出発。

3月13日 IAEA定例理事会、新たな申告漏れが見つかったイランに対し『深刻な懸念』を示す非難決議を採択。

3月14日付 CIA、パキスタンのカーン博士の研究が、核製造一式を北朝鮮に供与していたとする機密報告をホワイトハウスに提出。(NYT)

3月16日 中国、6カ国協議作業部会の枠組みや運営方法などについてまとめた文書を日米韓朝露5カ国に提示し、意見調整を進めていることを明らかに。

3月16日 イラン最高安全保障委員会のローハニ事務局長、27日からIAEAの査察再開に応じることを正式に確認。

3月18日 仏の新型世代戦略原潜3番艦『ヴィジラン』が試運転。今秋、戦略海洋軍に配備予定。

3月18日 ポーランドのクワシニエフスキ大統領、イラクにWMDが存在したかどうかの問題について『わが国はだまされてきた。』

3月19日 政府、国民に対し家屋の使用など強制措置をとる規定を設けた国民保護法案について、強制措置を拒否できる『正当な理由』を示した答弁書を閣議決定。

3月20日 関西電力高浜原発3、4号機で、西川福井県知事、海外でのMOX燃料加工委託を了承すると正式に発表。

沖縄

3月8日 在日米軍報道部、キャンプ・ハンセンに建設を計画の都市型戦闘訓練施設について、2月に工事の落札業者が決定したことを認める。

3月8日 勝連町WBに、米陸軍の最新鋭高速

輸送船『ジョイントベンチャー』が初の寄港。

3月9日 米比合同演習に参加の米軍機7機、県の自衛要請を無視して民間航空機訓練飛行場、下地島空港へ強行着陸。

3月10日 那覇防衛施設局、キャンプ桑江跡地で特定有害物質を含んだ汚染土壌が見つかった問題で、汚染土壌の県外搬出予定を明らかに。

3月10日 米軍機5機、下地島空港へ着陸。

3月11日 新垣知事公室長、下地島空港への強行着陸問題で、フロック在沖米海兵隊基地司令官に使用自粛を要請。

3月16日 嘉手納基地飛行場に空母キティホークの艦載機F18C戦闘機が緊急着陸。

3月18日 嘉手納基地飛行場に、F15戦闘機2機が緊急着陸。

3月19日 空母キティホーク艦載機F18F型戦闘攻撃機が嘉手納飛行場に着陸後、バンク。

今号の略語

DPRK = 朝鮮民主主義人民共和国
HEU = 高濃縮ウラン
ICBM = 大陸間弾道ミサイル
IAEA = 国際原子力機関
KEDO = 朝鮮半島エネルギー開発機構
NGO = 非政府組織
SDI = 戦略防衛構想
SLBM = 潜水艦発射弾道ミサイル

ピースデポの会員になって下さい。

新サービスとして『モニター』電子版のメール配信を開始しました。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。また、従来どおり紙でも受取れます。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報の利用等に優遇されます。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、大滝正明、大畑正姫、姜政敏、田巻一彦、津留佐和子、中原聖乃、中村和子、李俊揆、梅林宏道